

## 労働時間適正化キャンペーン（概要）

### 1 実施期間

平成 21 年 11 月 1 日(日)から同年 11 月 30 日(月)までの1か月間

### 2 重点事項

- (1) 時間外・休日労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
  - ・ 時間外・休日労働協定(36 協定)は、「時間外労働の限度に関する基準」に適合したものとする
  - ・ 特別条項付き 36 協定等により月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするよう努めること等
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
  - ・ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること
  - ・ 産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること等
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底  
賃金不払残業を起こすことのないようにするため、労働時間適正把握基準を遵守すること等

#### ※ 改正労働基準法について

労使で十分に話し合い、平成 22 年 4 月 1 日から施行される改正労働基準法に対応した就業規則の改正、労使協定の締結等の体制整備を行う必要があること

### 3 主な実施事項

- (1) 使用者団体及び労働組合に対する協力要請  
使用者団体及び労働組合に対し、労働時間の適正化や改正労働基準法の趣旨・内容に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。
- (2) 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施（11 月 21 日）  
フリーダイヤルを設置し、都道府県労働局の担当官が、長時間労働、賃金不払残業などの問題の解消を図るため電話相談に応じる。

**実施日時： 平成 21 年 11 月 21 日（土）勤労感謝の日の前々日**

なくしましょう 長い残業

**フリーダイヤル番号： 0120-794-713**

#### (3) 周知・啓発の実施

都道府県労働局、労働基準監督署、関係機関等でのポスターの掲示、事業主等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用等により、キャンペーンの趣旨等について広く国民に周知を図る。